

議案第十三号

中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和八年三月三十一日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則

中央区教育委員会の事務組織規則（昭和四十年三月中央区教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条教育ICT推進係の項第二号の次に次の一号を加える。

三 学校間ネットワークシステムの管理運用に関すること。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

教育委員会事務局の組織改正により、指導室の係の分掌事務が再編されることに伴い、規則の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区教育委員会の事務組織規則（昭和四十年三月中央区教育委員会規則第一号）

新	旧
<p>（指導室各係等の分掌事務）</p> <p>第九条 指導室各係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教職員係</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教職員の人事及び服務の連絡に関する事 二 教職員の給与及び福利厚生に関する事 三 非常勤講師の任免及び報酬に関する事 四 他の係に属さない事 <p>事業係</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 学校教育活動の充実に向けた事業に関する事 二 学力向上及び国際理解教育推進に向けた事業に関する事 <p>教育ICT推進係</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 区立学校におけるICTの活用に係る企画及び調整に関する事 二 ICTを活用した学校教育の推進に関する事 三 学校間ネットワークシステムの管理運用に関する事 <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和八年四月一日から施行する。</p>	<p>（指導室各係等の分掌事務）</p> <p>第九条 指導室各係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教職員係</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教職員の人事及び服務の連絡に関する事 二 教職員の給与及び福利厚生に関する事 三 非常勤講師の任免及び報酬に関する事 四 他の係に属さない事 <p>事業係</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 学校教育活動の充実に向けた事業に関する事 二 学力向上及び国際理解教育推進に向けた事業に関する事 <p>教育ICT推進係</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 区立学校におけるICTの活用に係る企画及び調整に関する事 二 ICTを活用した学校教育の推進に関する事 <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>